



千建産連発第80号
令和3年11月19日

各構成団体の長 様

千葉県建設産業団体連合会
会 長 高橋 順一
(公印省略)

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について (周知依頼:様式変更等)

標記について、令和3年11月9日付け 千建産連発第76号にて通知していましたが、この度(一社)全国建設産業団体連合会を通じ、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長より、別添資料のとおり様式等の一部変更及び周知依頼がありました。

詳細につきましては、別添資料の内容をご確認いただき、貴団体会員に対して周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、下記の厚生労働省および国土交通省のホームページに掲載されていることを申し添えます。

記

◆厚生労働省 水際対策強化に係る新たな措置(19)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

◆国土交通省 水際対策に係る新たな措置に係る建設・不動産分野の審査について

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

以上

事 務 連 絡
令和3年11月16日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼：様式変更等) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、一部様式の簡素化等を行い、厚生労働省HP等で11月17日に公表する旨の連絡が参りましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

なお、新たな様式等は、11月17日以降になされる申請について適用されます。従前の様式等による申請も引き続き有効ですが、17日以降の申請については、可能な限り新様式等によりいただきますよう、あわせて貴団体所属企業に周知いただきますよう、お願い致します。

<本制度の詳細について(新様式等の掲載先も同じ)(厚生労働省HPを参照)>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<建設企業・不動産企業が行う申請について(国土交通省HPで随時更新)>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ先(※)>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111(内線:24621、24618)

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省HPに掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省HPに掲載されており、(一社)建設技能人材機構 03-6453-0225まで。

千建産連発第76号
令和3年11月9日

各構成団体の長 様

千葉県建設産業団体連合会
会 長 高橋 順一
(公印省略)

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について (周知依頼)

標記について、(一社)全国建設産業団体連合会を通じ、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長より、別添資料のとおり周知依頼がありました。

詳細につきましては、別添資料の内容をご確認いただき、貴団体会員に対して周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、下記の厚生労働省および国土交通省のホームページに掲載されていることを申し添えます。

記

◆厚生労働省 水際対策強化に係る新たな措置 (19) について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

◆国土交通省 水際対策に係る新たな措置に係る建設・不動産分野の審査について

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

以上

事務連絡
令和3年11月5日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、この度、下記の水際対策に係る新たな措置が実施されることが公表されましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

記

1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和について

商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者等について、受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和（10日待機 → 3日待機＋7日行動管理）。

2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、以下の者の新規入国が可能。

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者
- ②全ての長期間の滞在者（※2）

※1 建設企業・不動産企業からの申請は、国土交通省宛てに行うこととなります。

※2 長期間の滞在者には、技能実習生、外国人建設就労者、特定技能外国人が含まれます。

ただし、技能実習生等はワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和の対象外です。

<本制度の詳細について（厚生労働省 HP を参照）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<建設企業・不動産企業が行う申請について（国土交通省 HP で随時更新）>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせ窓口は、上記の厚生労働省 HP に掲載予定です。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されておりますとおり、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225 までお願い致します。